

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年2月3日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局次長	飯 田 治 子	議 事 係	猿 渡 正 隆
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶 務 調 査 係	前 坂 悟 史

午前10時10分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

前回20日に引き続き、各会派意見集約に基づいて議論を進めていきたいと思っております。

前回は、座長提案で見ていただくと、第5条の第1項まで議論ができたかなと思っております。

第2項です。傍聴しやすい環境を整えるということについて、だれが傍聴しやすいのかという、ここをどうするかということでありました。この点で言うと、16番「市民が」というご意見が3会派9人、それから「だれもが」というのが3会派で4人、それから「傍聴人が傍聴しやすい」という③というのが1会派で、「傍聴しやすい環境」というのが1会派5人、違う、市議会民主党もですね。というと2会派で7人ということでありま

す。そういう意味では、①が9人ということが一番多い人数ではあるのかなと思います。その辺り、皆さん、いかがかなと。

○五十嵐議員 私は1人だけでしたけれど「傍聴人が」という表現を選んだ理由は、市民という言葉を使うとどこかで定義を決めなくてはいけなくなるのではないかというような、これまでの話合いの中での懸念からそんなふうにしたんですが、委員長案は「市民（だれも）が」となっていますが、そうではなくて②の「だれもが」というような表現をした場合は、定義って必要になるかどうかというのをちょっと聞きたいんですね。今までの議論からすると、余りそういう定義付けをしないような表現の方がより現状に合っているのではないかというような意見だったと思うんですが、その辺がどうなのか。議会事務局の方でもし

見解があれば伺いたいんです。

「市民（だれも）が」と言った場合も、やはり市民という言葉を使うとどこかで定義付けが必要になるような気もしないでもないんですが、その辺はどうなのでしょう。分かったら教えていただきたいんですが。

○飯田議会事務局次長 今、五十嵐議員の方からおっしゃられたように「市民が」というのが単純に小金井市在住在勤というものを括弧で定義すると考える場合は、やはり定義付けが必要なのかなとも考えております。また「だれもが」というのが、ちょっとまだ法制上調べていないんですが、一般的に条文などでは「だれもが」というのは余り見ないかなというふうには考えております。

○森戸座長 ただ、例えば市民参加条例の市民という規定は、この前言われた部分があったんですが、あれは特にはうたっていないですね。市民投票条例の部分で多分定義をしなければいけなくて、定義をしていると思うんです。それは具体的な実施があるからかなと思うんですけれど、定義は逐条解説というか、この手引には何も書いてないですね。すみませんね。

例えば市民参加条例の市民の責務というこの市民には、ほとんど市民という定義もないわけですね。そういう点では、どうしてもうたわなければいけないということではないのではないかなと思うんですけれどね。

○飯田議会事務局次長 こちらの市民参加条例の手引の第2条の説明のところ（「ありましたか」と呼ぶ者あり）はい。「協働」とは、「市民、市内への通勤者・通学者、市内に事業所・事務所等の活動拠点を有する法人、その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者と市が、その自主的な行動をもとに」ということで、協働の説明の中に市民というのはこういうものだというような説明書きが書いてあるという状態でございます。

○森戸座長 ただこれは協働とはだれと協働する

のかということですね。協働とは、市民、市内への通勤者、通学者うんぬんとあって、この市民ということの定義付けはしていないわけです。

○水上議員 その書き方なんですけれど、「市民・」で、「市内在住者・」という形になってますね。必ずしも市民を説明しているというふうにも読めないと僕は思うんです。そこで扱われている市民というのは、やはり市民なんです。だから、行政においても例えば、必ずしも市内在住者であるとか、在勤者だけに対象を絞っているわけではないですね。例えば、名称募集なんかも全国から寄せられる場合もあるし、それも別に受け入れているわけだから、基本は多分市民と言えば小金井市民なんだろうけれども、全体やはりいわゆる市民として対象にしているということがあるのではないかなと思うので、特に何か規定されているということでもないのではないかなと、僕なんかは読んだんですけれど。

○五十嵐議員 私は一応、傍聴人ということで、それでいいのではないかという意見は言いましたけれども、要はそんなにその言葉にこだわっているわけではなくて、定義付けで現状から狭められることのないようにであれば「市民」でも「だれもが」でもいいかなと思います。それでだれもがという言葉が余り条文で聞かないということであれば、委員長提案の表現の仕方の問題なければそれでもいいかなと思いますので、余り傍聴人という表現にはこだわっていませんので、それだけ意見を言っておきます。

○宮下議員 委員長提案の内容なんですけれども、この委員長提案というのは「市民（だれも）が」となっていますけれども、さっきちょっと真意を確認したところ、これは市民がにするのか、だれもがにするのかという2択だと。だから条文上この括弧付けで表現するということは考えていないと、本人が言っていましたので。すみません、私もちょっと今、その部分で引っかかっていたので。

○森戸座長　なので「市民」でまとまるんだつたら「市民」でいきたい。それで「だれも」を消す。

○鈴木議員　一つ心配なのは、市民としたときに、報道機関をどう位置付けるのかということですね。報道機関は市民ではないということになったときに、どういう整理をしていくのかということなんです。そこちょっとどうなのでしょう。

○森戸座長　それも含めてパブリックに市民だと、大きな枠の中の市民の中に入れる。だから、傍聴規則に報道関係者ということが入っても、何ら問題はないのではないかな。一般的には、各市議会は、大きいところになりますと報道関係者の部屋があったり、それからちゃんとインターネットにもつないで、そこで記事が書けるとか、そういう場所があるんですね。だから小金井市議会はそういう場所がないので、多分報道関係者はもっと改善をという要求もあるのではないかと考えているんですけど、ひっくるめてでいいのではないのでしょうか。するとまずいですか。そこはまずいかどうかは、ちょっと作業部会で検討していただく。皆さんの意見を聞きたい。何か意見、いかがですか。

○林議員　ここにはないですが、今でも本会議場には報道席という形で（「ここ報道席」と呼ぶ者あり）一般の傍聴者の方とは区別をして席がわざわざ設けてあって、恐らくですけども、市民の方はこの報道席に座って傍聴される方っていらっしやらない。ここは自分たちが座るところではなくて、報道関係者の人が座る席なんだと認識されている方が多いのではないかと思うんですね。今でもそうやって明文化はされていませんが、区分けはされていると思いますので、ここであえてそうやって市民と報道関係者というふうに分ける必要はないかなと私は思いますし、これまでの議論を伺っていて、生活者ネットワークは「だれもが傍聴しやすい環境」というふうに丸をしましたけ

れども、広く市民という、市内に関係のある方ということで限定をしないのであれば「市民が傍聴しやすい環境」という言葉で問題ないと思っています。

○百瀬議員　私の方も、2番の「だれもが」というふうに書きましたが、基本的には何人も拒まないということ表現したいのであれば「だれもが」というような表現が一番ニュアンス的には近いのかなというスタンスに立っています。先ほど次長の方から、条文上はこういう書き方は少ないということなのであれば、例えば、市民を定義しないということの中で「市民が傍聴しやすい環境」というのもいいのではないかなと私は思います。

○森戸座長　ありがとうございます。

○飯田議会事務局次長　例えばの例なんですけれども、松阪市の例なんですけれども、市民という用語をこうすることで規定していないんだというようなことで説明をしているところがございます。その逐条解説などで市民というのが、この間斎藤議員がおっしゃっていたようなパブリックというような意味なんだということで説明を加えるというのも一つの手なのかなとも考えております。

○森戸座長　今、みんなの党、生活者ネットワークからは、市民ということでもいいのではないかとというご提案をいただきました。

小金井をおもしろくする会、いかがですか。

○白井議員　前回も説明しましたがけれども「だれもが」という意味は、これまで傍聴に行きたくても行けなかった、もしくはそういったことを余り意識していなかった方でも傍聴に対して目を向けるということも含めて、傍聴環境を整備することに努力していくという意思をやはり強く表すということも含めての表現でもあったんですけど、さっき百瀬議員とかもおっしゃいましたけれども「市民」という意味がそういった願意を含むのであれば、私としても「市民」ということでも問題はあ

りません。

○森戸座長 それで、鈴木議員からは、報道関係者をどうするのかというお話がありますが、その点は皆さんいかがですか。

○五十嵐議員 公開ということ、開かれたということになると、当然、報道関係者も入るものなんだろうというふうな認識なので、一定報道関係者を入れる必要は逆にあるのかなという感じもするんですけれど。

○飯田議会事務局次長 報道関係者の関係でございますけれども、傍聴人の中に一般席と報道関係者で席を分けるという形にしております。こちらの傍聴規則のところでは一般の方と報道の方は全て傍聴人に入るという考え方でございます。

○森戸座長 議会基本条例ですから、傍聴に来た人のルール化と、それから全体としてだれでも傍聴できるという条例の基本理念として掲げるものというのは、やはり分けられるべきではないかなと。議会基本条例は基本理念ですから。したがって、市民なりだれもなりという形の大きな枠の中で傍聴しやすい環境を作るんだよということを議会が市民に宣言するという意味だと思うんです。そのことと、それに基づく傍聴規則というのは、ちょっと区別することが必要なのではないかなという、ちょっと私のつたない考えなんですけど、そういうことで整理することはできないでしょうか。理念的なものとして、傍聴しやすい環境をつくるんだよと市民に宣言するということですね。そこにあえて、何か傍聴席が違うからということで、そこだけを気にしてつくることはないのではないかと。いかがでしょうか。

自民党、いいですか。

○中山議員 座長の整理に全く同感であります。賛成します。

○森戸座長 それでは、そういうことで、ここは「市民」でまとめさせていただくということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 括弧の「だれも」は削っていただければと思います。(「決定」と呼ぶ者あり)これは決定ですね。

今日、ちょっと冒頭言い忘れまして申し訳ありません。露口副議長もご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。何かございましたら。

○露口副議長 この座長としては最大公約数的なことでもとめていかなければならないということで、すごい苦勞なさっているんだなと思うんですね。私は今の言葉を聞いていても、具体的には傍聴規則の中ではそのように一般席と報道者席というように区分するというんで載っているんだから、裏を返せば全体が傍聴者という、報道機関の人も傍聴者というふうに解釈すると。余りにも突っ込み過ぎていくと最大公約数的なところはとれないので、私、個人的には傍聴しやすい環境ということが、それでひとくりにしたい意味もあるんですが、今の時点では座長のまとめた内容で皆さん合意されているようなので、私はそれが条例として間違いないならそのとおりに進めていくべきかなと思っております。

やはり座長案が出た、それから全体の皆さん方の集約用紙ができてから、ちょっとテンポがよくなったのかなと思っております。

○森戸座長 ありがとうございます。

それで、ちょっともう一回確認するんですが、今の副議長のご意見も伺って、この市民ということには報道関係者も含むということを経済解説でうたっておいた方がいいのかどうかですね。余り言わなくてもいい。全体的に市民に包含されているということによろしいですね。あえて市民というふうには言わない。

○鈴木議員 そのとおりでと思います。傍聴規則があると。今あるこの規則との整合性というところは確認させてもらったという意味もあります。

その中で整理できればいいのかなど。例えば、逐条の中でどう表現するかだと思うんです。傍聴規則に準じるとか、いろいろな考え方があると思います。そこがしっかり定義できればいいのかなというふうに思っています。

○森戸座長 傍聴規則も更なる改善が求められるところがあるのかなとも思います。

では、第5条第2項は、座長提案の「議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする」ということで確定させていただきます。

あとは作業部会に、この第5条は回させていただきますので、よろしくお願いします。（不規則発言あり）ああ、そうか。まだ第5条は固まっていない。第5条はまだですね。はい。第1項の方がね。

次に行きます。第6条、市民の声を反映させる議会ということであります。ここは幾つかの条文上の整理をする必要があります。9番ですね。公聴会と参考人制度について、どうするかということであります。これは、別立てでした方がいいというのが5会派です。それから、今のままでよいというのが5会派です。今のままでよいという会派が11人、別立てでという会派が13人ということで、若干拮抗しています。13対11。

それで、自由民主党からは、第6条としての提案をしていただいております。中に盛り込んだ場合ということで、第3項として「議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努める」と、第6条の第2項と第3項を整備したということです。

座長案としては、別立てというのを作らせていただいています。第4章へ持ってきたらどうかということですが、この第3章の中での別立てということもある話なんですね、市民の声を聞くということ。

皆さんの方でお考えいただいて、いかがでしょうか。

○片山議員 参考人、公聴人の規定にしてももちろんそうなんですけれども、この第6条と第8条を一緒にするかどうかという議論が、それはちょっと後になってくるんですが、そこも絡めながらの話かなと思っていて、市民の声を反映させる議会というくくりのところがどういうものを中心とした条としてなっていくのかなというところを整理してからの方がいいのかなというふうには思っているところなんです。私としては意見としても入れているところでは、請願・陳情というところが一番割と市民にとっては、大分小金井市は陳情もとても多いということもあったり、しっかり審議されているということもあって、かなり強調した方がいいなというふうには思っているわけなんです。そこを条文としてしっかりした場合に、この組み立ての仕方も変わってくるだろうし、もともとの原案としては全体、その市民の声を反映させるということがどういうものかというのを網羅的に書いていったところがあるわけですね。それが座長案では少し違った形になってきているので、どちらにするかというようなことがその後の議論になっていくのか先になるのかということが少し整理できればなと思っているところです。

○水上議員 ここは、今、片山議員からも市民の意見を反映させるということがどういうことかという議論があったんですけど、公聴会、参考人というのはそもそもどういう制度なのかということから客観的に一つ判断したらどうかかなと思うんです。つまり、私たちは調査みたいなどころにかかわるわけではないかと。単に市民から意見を聞くというだけではなくて、議案とか何かを決定するときに、当然市民の意見を聞くわけですけども、調査していくという中身の要するに制度ではないかなというようなことで、いわゆる市民の声を反映させる議会というところには、ちょっとそぐわないのではないかという判断で、違うとこ

ろにということだったので、公聴会と参考人の制度そのものの在り方が客観的にどうなのかというところを、ちょっと共通認識にした上で判断するというふうにしたらどうかなと思うんですけど、その点、どうなんでしょうか。

○百瀬議員 私の方も、今、水上議員のご発言の中の一部に関連するんですけど、基本的に公聴会制度と参考人制度の意味合いが、市民の声を聞くということに合致するかというと、参考人制度に関してはちょっと合致しないのかなという気がするので、別にした方がいいというような書き方をさせていただきました。その辺は事務局の方で、そのシステムを一言で言うとどういうものなのかというのをちょっと教えていただけるとありがたいなと思います。

○白井議員 私は、逆に、結局審査のために市民等から意見を聞くということで考えると、確かに水上議員おっしゃったように参考人と公聴会制度はそれはその制度としてあるわけなんですけれども、ただそれが例えば、既に第6条の座長案に入っているように、「請願・陳情を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。」、要するに市民から調査のために意見を聞くということと何が違うのか、私、ちょっと分からなくて、調査のために意見を聞くということのくりで考えますと。だから、私としては、この市民の声を反映させる議会というタイトル自体が僕は余りなじんでいないんですけども、要するに調査のために何らかだれから意見を聞く、そういう手法の一つ、メニューの一つであることには変わりはないという感じはしていますので、そこはちょっと、何で分ける必要があるのか、そこをちょっと分かるように制度の違いがあるんですしたら教えていただきたいなというのを付け足したいです。

○小林議員 主質問者に関連してですけど、公明党からは、先般申し上げたとおり、裏面に、東

村山市議会の条例を抜粋させていただいております。こちらでは、制度の活用というような広いくりの中で、現在の第6条とは異なるだろうということで、客観的に述べられている条文だと思っております。ちょっとその辺りも絡めてご説明いただければと思います。

○飯田議会事務局次長 「議会運営の実際」のような解説本を読みますと、こちらどの制度も、議会外の意見を聞き、審査、調査を充実させることを目的とするものであることということございまして、市民のというよりも議会外の例えば公聴会制度で言いますと利害関係人ですとか学識経験を有する者等から意見を聞くということ、あと、参考人制度は自治法上は参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができるという形になっております。ですので、市民というのを広くパブリックのような形で捉えれば、市民と議会の関係というところに入っているでもいいのかもしれないけれども、例えば東村山市の例で言いますと、別立ての別の章に入っています、議決機関としての責任というところで、専門的知見、公聴会制度、参考人制度の活用という形になっております。ですので、公聴会制度及び参考人制度を活用して、審議及び審査または市の事務に関する調査をつくすよう努めるという形で、専門的知見を集めて、それで議論の充実に資するようにしていくというような捉え方でやっている市もございまして。確かに市民の意見を聴取するという形で捉えて、市民と議会との関係というところに入れている市もあることはございます。

○森戸座長 それで、すみません、できれば、地方自治法のコンメンタルありますね。逐条解説か。それで公聴人と参考人制度のところをコピーをしていただけないかと思うんですが。

さっき次長がおっしゃったとおりだと思います。私が持っている地方議会活性化ハンドブックの、成蹊大学名誉教授の佐藤さんと慶應義塾大学の八

木さんのこの解説も、同じようなあれかなと思っています。公聴会制度は、原則的には議会の議決事件について審査の参考とするため第三者の意見を聞くものであり、参考人は、もっと広く議決事件を離れて委員会の審査、調査の参考とするために、委員会が自主的に意見を聞きたい者を選定できる制度であり、手続及び制度本来の趣旨に若干の相違はあるということでもあります。しかし、両者はいずれも、委員会の審査の場に直接、利害関係人、学識経験者等、議会及び執行機関関係者以外の第三者の出席を得て意見を聞き、その意見を委員会に反映させ、委員会の審査、調査の充実に寄与することを目的とするということなんです。

私、冒頭言いましたように、分けることもあるし、ここに入れることもあると。市民の声を反映させるということもね、両方あり得る話であるんですが、第3章の中に入れるにしても、きちんと括弧で項立てで入れた方がいいということなんです。

自民党の案は、中に入れ込んでいらっしゃいますね。第6条第3項として入れ込んでいらっしゃるんですが、こういう形ではなくて、条立てとしてきちんとやった方がいいというふうに思っています。ちょっと違うのかなということですね。地方自治法にうたわれているということからすると、若干格が違うと言ったらおかしいですけど、位置付けとしては重い責任を持った条文ではないかということだと思うんですね。

○片山議員 ただ、一つ、私は、書いてあるようにこのままでもいいし、強調するために別にということでもいいと思っているんですが、陳述について委員会で陳述をするという場合に参考人制度を使おうというような案もあったかと思いますが、そういった意味合いも考えながらとか、もし別立てにするとしても、そういったことは入れ込みながらできるといいかなと思います。

○鈴木議員 私も、今の片山議員の意見に非常に

近いんです。全体のまとめりとしてどうかということ、ここに書かせてもらったとおりでんですけど、要は議会としてどう受け止めるかという考え方がうまくここでまとめて表現できればいいのかなと思います。もともと、確かに座長がおっしゃるとおり、制度そのものが違うので、そこは分かるんですが、議会が市民の声を受け止める姿勢としてどうなのかということ、うまくこの第6条にまとめれば、自民党の案でもいいと思うし、非常に悩ましいな、どちらでもいいという投げやりな話ではなくて、すごくそういう意味でじっくり考えてみたいところです。全体のまとめりで考えていきたいということですね。

○森戸座長 私が持っているこのハンドブックの佐藤さんという人は、佐藤さんかちょっとどっちか分からないんですが、八木さんか。一般的にはこれまでは特定の調査事件があった場合に、参考人召致をすることが多いわけですね。例えば、過去、小金井市議会で言うと、清里山荘の委託に当たって非常に不公正なことがあるということで、調査の柱を立て、これは第98条ですけど、それで、参考人として、これは内部の職員に来てもらって状況を聞いたと。こういうことはあるんですが、この方たちは、そういう特定の調査だけではなくて、議会が住民の意思を行政に反映させていく手段を身につける上で、公聴会制度や参考人制度をもっと活用すべきだということを言っています。一つは、当初予算審議に当たっては公聴会を開くかまたは参考人を招請する。②で、請願審査に当たって、できるだけ請願者等を参考人として招請する。③所管事務調査においては、学識経験者に限らず一般住民を積極的に参考人として招請するなど、公聴会参考人制度を積極的に活用すべきであるということ述べていらっしゃいます。

これがいいのかどうかというのはそれぞれご意見が分かれるところかもしれませんが、もう少し参考人や公聴会制度を使うような議会になら

なければいけないのではないかなということだと思っ
たんですね。そのために、どういうふうにした
ら、私たちが本当にそれを位置付けて使えるこ
とになるのか。

別立てというふうにおっしゃっている方は、共
産党は政策立案に入れるべきだという意見です。
それ以外の方はどういうふうにお考えでしょう
か。第3章の市民と議会の関係に入れた方がい
いと思っ
ていらっしゃるかどうか。その辺りはどうし
ょうかね。

○宮下議員 公明党案の素地の部分で私も参加
しているので、ちょっと付け加えると、事務局の先
ほどの説明にもあったように、別の章で立てて、
議会機能というところで専門的知見の活用とい
うふうにうたうと、要するに議会としての役割、議
会としての働きという部分がきちんと強調され
るのかなと思っ
て、議会基本条例ということもありますので、も
ちろん市民の声を聞くというスタンスももちろ
ん大事なんですけども、議会としてどう働
くのかという機能がうたわれているという、こ
の強調の仕方も一定大事になるのではないかな
という考えがあっ
てこういう提案をさせてもらっています。だから、
どういうふう
に意見をまとめるかという部分では、何が何
でもとかという
ものではないですが、ただ、考え方としてやは
りちょっと大事
な点なのではないかということで提案させて
もらっています。

○森戸座長 ということは、第3章というよりも
ほかでということ
でね。

みんなの党は、前回、市民の声を反映させる議
会のところで別
立てで条文化した方がい
いということ
なんです
ね。

○百瀬議員 参考人制度に関しては別にして、公
聴会が残って
てもいいとい
う、このとき
はそういう判
断だったん
ですけど、
今、副座長
の話をして
聞いて、議
会機能を高
めるとか、
共産党の言
っている政
策立案とい
うくりにす
るとい
うご発言も

得できるので、そういう意味では、議決機関の責
任ということで大きな枠の中で何か両方とも別
にする方が通
りやすいのか
など。市民の
声を反映す
るとか、市
民の声を聞
くとかとい
うのと多少
ニュアンス
が違うのか
なと思
います。

○森戸座長 改革連合はどうでしょうか。

○五十嵐議員 私も別の条文にすることに賛成
ということ
で書かせて
いただい
ているん
ですけど
も、要する
に、公聴会
とか参考人
制度とい
うのは、も
うかなり制
度として確
立されて、
手続なん
かも多分決
まって事
を踏まえて
やらねば
いけない
制度だと思
うんです
ね。だから、
ここで言
う市民の
声を反映
させるとい
うのは、や
はりちょ
っとレベ
ルが違う
という印
象なんです
ね。今まで
余り活用
されてい
ないから
もう少し
活用して、
議会の活
性化をい
うふうな
意味合い
では、ある
制度もき
ちんと使
いませう
という趣
旨で載せ
るとい
うのはあ
りだろ
うと思
うん
ですけど、
この条
文に一
緒にする
のは、や
はりちょ
っとレベ
ルが違
うのか
なとい
う印
象な
ので、
別
立て
の方
が
い
い
の
は
な
い
か
な
い
う
ふ
う
に
思
っ
た
ん
で
す。

ほかの章に持っていくのも考えられるかと思
います。要するに、共産党の案も悪くはないかな
というふうには思
います。ちょ
っとまだ
完全
に整理
はして
ないん
です
けど、
そ
う
い
う
考
え
方
で
す。

○森戸座長 分かりました。

ではすみません、今、地方自治法の、これコン
メンタール
ですね。逐
条解説。配
って
い
た
だ
い
て
い
い
で
す
か。
だ
れ
の
逐
条
解
説
で
す
か。
（「松本英
昭」と呼ぶ
者あり）
松本さん
です
ね。すみ
ませ
ん
ね、こ
う
い
う
の
っ
て
ペ
ー
パ
ー
レ
ス
に
は
な
ら
な
い
ね。

ちょっと解説的には簡便な解説になっています
けれど。だから、
これ
で
言
う
と、
公
聴
会
と
い
う
の
は、
重
要
案
件、
審
査
で
す
ね。
参
考
人
の
場
合
は、
こ
れ
は
審
議
の
充
実、
審
査
の。
公
聴
会
制
度
は
小
金
井
市
の
委
員
会
条
例
で
も
う
た
っ
て
い
る
ん
で
す
けど、
こ
れ
や
ろ
う
と
思
っ
た
ら、
か
な
り
手
続
上
は
い
ろ
い
ろ、

3か月ぐらい要しますね。参考人はそんなに、公聴会と違って、委員会条例第27条でうたっているんですけど、「参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。」と。「議長は参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件、その他必要な事項を通知しなければならない。」ということで、公述人の発言、委員と公述人の質疑及び代理人または文書による意見の陳述の規定を準用するという事です。参考人の方が若干気軽にと言ったらおかしいですけど、できる制度で、もうちょっとこういうのが活用できなければいけないということだと思っんですね。

○斎藤議員 今、簡単かどうかということではなくて、何の目的のためにやるかということで、この章に持ってくるのは適当であるという人と、適当でないという人がいらっしゃるわけです。公聴会に関しても、これを読むと、直接住民について意見を聞くために開催されるものでありということで、この章にあっても問題ないと思いますし、参考人でも住民の要望を直接聞くことのできる重要な制度であるものの、手続に時間を要するため新たに簡便な手続で民意を直接聴取する方法としてということになっていますので、この章にあること自体は全く問題ないというふうに私は思います。

○森戸座長 議会機能とするのか、議会の機能、権能としてのものとするのか、市民の声を聴取するという位置付けにするのか、その辺りなのかなと思いますね。どちらも市民の声を聴取することに変わりはないとは思っんですけれどね。

○片山議員 すみません、まとまっていないんですけども、やはり公聴会とか参考人というの、これまで余り使ってこなかったというか、把握していなかったということで、今、迷いがあるんだと思っんですね。ですので、最初の原案の中では、この市民の声を反映するということに入れておくことで、こういうふうな形を活用するという言

い方をしたんだろうなどは思っっているんですが、改めてここで確認して、議会機能として使っっていくんだということで、積極的なものとして政策立案の方に入れるという考え方も私もあり得るなどは思っっています。ですので、ここでこの制度についてをよく把握してどこに入れるかを考えるということなのかなと思っっています。結論がなく申し訳ありません。

○森戸座長 それで、斎藤議員のご意見でいうと、市民の声のところに入れても問題がないということですね。その場合に、自民党の案のように、条の中の項として入れるのか、それとも条立てをした方がよいと思っのか、その辺りはどうでしょうか。

○斎藤議員 自民党のこれはうまくまとまっっているのではないかなというふうに思っていまして、それと座長案もそうなんですけれど、最初にその議案、請願の審査のことを先に言っって、その方法として公聴会、参考人というのが出てくるので、こういう形がいいのではないのでしょうか。

それと加えてもう一つ、議会機能としての公聴会、参考人ということであれば、これはもう地方自治法の中で定められていることなので、それを改めてここでやる必要はなくて、理念として市民の意見を聞くんだよということを強調するために、この章、もしくは条に入れていくべきではないでしょうか。

○森戸座長 そういう考えもあるね。（不規則発言あり）そうですね。数を。（「即決なのか、持ち帰るのか」と呼ぶ者あり）持ち帰るのかだね。

○斎藤議員 若干第2班の仕事も含めて、今、例えばこの条文に関しての審査というのは、それぞれ順次審査をしていっって、それぞれの会派が意見を言いたい人はもう意見表明をしているんですね。それで審議をして、不一致の点を明確にして、意見集約用紙を作っって、その用紙についてそれぞれ表明している。それに対して、座長案が提示さ

れている。その後に、今これをやっているんですけども、今後の進め方として、この話合いも大事だと思うんですけど、ここで座長案として再提示するのか、もともとのもう出ている座長案で一致できるのかどうかということを協議して、できないとすれば、そのできない理由を明確にさせていただいて、不一致案として第2班に送っていただければというふうに思うんです、順番としては。ですからこの今の審議が終わった段階でどうするかということに関して、もう一度、座長案を作ってもらった方がいいのかな。それに対して異議があればそれを表明してもらって、第2班に送っていただくということではないかなという気がするんですけどね。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時31分開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、進め方としては、今日ある程度一定の方向性を出した上で、作業部会の2の方で提案の条文を作っていただきたいと。何が問われているかということ、第3章の「市民と議会の関係」に公聴会、参考人制度を盛り込むのか、それとも、第4章「自己研さん・調査・研修・政策立案」に盛り込むのかということが問われています。

これはちょっと座長としてこの間の経過で言えば、第14条のところに、調査・政策立案というのがあって、ここには新たな地方制度の改革の中で出てきた問題として、第1号の「法第100条の2の規定に基づく学識経験者を有する者等による調査を活用することができる」とか、第3号の「必要な附属機関を設置することができる」ということで、自治法改正で行われたものはここに入っているんです。したがって、今、どういうふうになっているかということ、他の市議会は、ある特定の学者さんにこの議会基本条例を作るということで

一定の予算を作って、その学識経験者をこういう場に来てもらって一緒になってアドバイスをしてもらったり議論をするということをやっているんですね。それを行っているのは所沢市議会、多摩市議会も若干そういう傾向も今、あるんですかね。立川市がそうですかね。（「立川市は政務活動費を」と呼ぶ者あり）政務活動費ですね。それでこういう場所に来てもらってということですね。それはだから政務活動費はちょっと別ですね。ここで言っているのはそうじゃない、しっかり予算をそれなりにつけて専門家の意見を聞くというやり方なんですけど、全体的にここにまとめているというのがあって、公聴会制度なども審査、審議を充実させるということからすれば、こういうところに入って行くのかなということです。

皆さんからももう少しご意見をいただいて、更に一致できる方向性を見出せればと思っています。今、別立てにすべきだと考えている会派、議員の数が12人、それからこの中でよいという会派が11人、どちらでもよいという会派が1人ということなんですけど、今のこの間の議論の中で考えが変わったというところがあれば、ちょっとご意見をいただければと思います。

○五十嵐議員 先ほど、条文は別にして、章も別という共産党の意見でもいいのではないかと、いうふうに申し上げましたけれども、まとめていくということも含めて考えまして、章として市民と議会の関係というところに入れ、理想的には条文は別の方がいいかなという思いがありますので、公明党の案にどちらかという賛成なんですけれども、ただ、自民党の提案ももともとたたき台から比べたら一歩前進だというふうには思っていますので、章は市民と議会の関係の中に入れるというふうに、前の意見を訂正させていただきたいと思っています。

○森戸座長 はい、分かりました。

○五十嵐議員 条文を別にするというのは、理想的に

はまだその方がいいかなという考え方を持っていますけれど、一応先ほど申し上げたような意見を持っていることを申し上げておきます。

○森戸座長 そうしますと逆転しまして、12人対11人になりました。

休憩として検討した方がいい会派ってありますか。どちらでまとめた方がいいのか。

では、5分ぐらい休憩して、各会派相談していただければと思います。

午前11時36分休憩

午前11時45分開議

○森戸座長 再開いたします。

各会派それぞれご検討いただいて、ちょっと結論を表明していただければと思っておりますが、自民党からいかがでしょうか。

○湯沢議員 自民党は、独自の案としてこちらを出しているわけなんですけど、やはり、市民の方が読んで分かりやすい条文にするということも一つの重要な視点だと思っております。余りにも原案ですと、市民等の意見を聞くという言い回しが繰り返し繰り返し出てきていることもあって、そこを整理して分かりやすくする必要があるので、このように整理をしました。そういう点で言えば、公明党の意見のように、条立てを変えてこういった表現をするというのも一つおもしろい意見だなとは思ったんですが、こうしてしまうと、市民の意見を聞くという含意が失われてしまっている気もするので、やはり手前みそですが、自分どもの案がいいのではないかと考えております。

○森戸座長 共産党、お願いします。

○水上議員 共産党は、別の章に持って行った方がいいということで提案をしましたが、全体の状況を見て、どこに入れるかということにはこだわらないと。文言がなくなるとか何か、基本条例の性質が変わるとかということではないので、そういうふうに判断したいと思えます。ただ、この章

に入れる場合に、やはり公聴会、参考人制度については、地方自治法でも定められている制度なので、何条という形で条立てにして入れた方がふさわしいのではないかと、意見を申し上げておきたいというふうに思います。

○森戸座長 公明党。

○小林議員 公明党は、当初提案したような条立てということで、現状もいきたいと思えます。場所に関しては、もともとは別の章ということですが、もう少し皆さんの意見が聞ければと思っています。

○森戸座長 別立てというのは変わらないということですね。

民主党。

○鈴木議員 現状、三つの形が示されているなど思っています。自民党の案、公明党の案、それと座長案ということでね。これ、どれもいいところがあって悩むところです。ちょっとこの短い時間ではなかなか判断しにくいなということを思っています。私たちの会派としては、一番近いのは自民党案が一番すっきりしていていいのではないかと。要するにこれはシンプルで市民に分かりやすい、読みやすい形でということであると、自民党案であると。ただ、ちょっとこれは申し訳ないんですけど、ちょっと会派で持ち帰って検討したいという思いは持っているということ、つけ加えさせてもらいます。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 これまでも申し上げておりますが、これちょっとこの公聴会制度、参考人制度については、共産党のおっしゃっているような議会機能を高めるとか政策立案というくくりの方が話が分かりやすいのかなと。あと、議会の活性化というような形の中で、一つ別立て、章を変える方がいいのかなと思っておりますが、条例として文言が入っていて使いやすいのがどうなのか、市民にとって分かりやすいのがどうなのかという一定の議

論があれば、別に特に位置を変えるということに対してはこだわりはありません。

○森戸座長 生活者ネットワーク。

○林議員 生活者ネットワークは、やはりこの市民と議会の関係の章に入れるべきだと考えています。公聴会制度と参考人制度を別の条文にすることは、それでもいいと考えています。

○森戸座長 別にすることでもいいと。

改革連合は、先ほど言われて、条文は別ということですね。

市民自治こがねい。

○片山議員 私は、この間の議論を聞いて、この項目については市民と議会の関係の中に入っていた方がいいと思いました。ただ、自民党のところ、項で分けていくのではなくて、違う条として作った方がいいと思います。

○森戸座長 こがねい市民会議。

○斎藤議員 私は、考えは変わっていないんですが、自民党のまとめ方がいいかなと。

○森戸座長 小金井をおもしろくする会。

○白井議員 私は結論から申しますと、第3章、市民と議会の関係の中の第6条の一つの項に入れていいと、自民党案の方向でいいと思っています。理由としては、市民の意見を聞くということのメニューの一つとして捉えた場合に、確かにその制度という部分の違いはあるものの、市民の意見を聞くというところのメニューとしては変わらないのかなと思っております。

○森戸座長 それで、ちょっと自民党の案なんです、第2項は、議会は議案等の審査に当たり、必要に応じて市民の意見を聞く機会を設けるとあると。第3項は、公聴会、参考人というふうに分けていらっしゃるんですが、これは意味合いが違うということですか。同じこと、市民の意見を聞くということで触れると思うんですが。

○湯沢議員 はい、同じ意味です。広い意味では、公聴会制度及び参考人制度も第2項の中に含まれ

ているという趣旨で整理をしています。

○森戸座長 分かりました。それで、自民党の案でよいという方が、自民党と斎藤議員とこがねい市民会議と、あとは民主党ですね。ただ、持ち帰りたいということですね。ただ、条立てをした方がよいというのが、共産党、公明党、みんなの党、生活者ネットワーク、市民自治こがねい。

○斎藤議員 すみません、2班の班長として、これ両方ちょっと作ってみます。章は変えないということで一致しているようなので、条を変えるかどうかということ、変えたものと変えないものを作るぐらいのことは多分できるのではないかなと思いますので、それはやってみます。

○森戸座長 公明党はまだ一致はしていないんですね。

○斎藤議員 公明党は、この条を分けるということで。

○森戸座長 章は全体をもう少し議論したいという話だったね。意見を聞きたいと。(不規則発言あり)両方別だということなんですね。(不規則発言あり)分けた方がいいと。

もし、中に入れ込んだ場合にどうなるかということで、おおむねのものを作っていただいて、いいということであれば、それで。

○斎藤議員 理由をもう少しお聞きしたいんです。それによって、なぜ章まで分けなければいけないのか。

○小林議員 その条の意味合いの捉え方のバランスの問題かなと思っていて、先ほどの座長が一回ご紹介をいただいた第14条、やはりああいうところに並んでくる内容かなという認識が私たちは強くて、そうすると、今の第6条におさめていくのは見栄えが悪いかなということです。皆さんが、市民の声を聞くという意味で、ここに残すべきだと言われている、その話、他の話としては分かるんですけども、私たちのこの条の考え方が違っているということですね。

○森戸座長 第14条の中にも、市民の意見を聞く場所を設けているわけですね。例えば、附属機関を設置するとか、一致はしていないでしょうけれど、政策検討会の問題等々、あと学識経験を有する者等による調査を活用することができるということなども、確かに市民の意見を聞くという流れの中に入れてしまえば入れられるんですが、それはここは入れなかったわけですね。小林議員がおっしゃりたいのは、それとの関係ということなんだろうと思うんですね。

○小林議員 議論を進めていく上でも、条文の整理は作業部会で進めていただいて、その辺の趣旨も踏まえていただいて、ちょっと条文の整理を進めていただいて、その中でどの章に置いたらというところはまた議論できるかと思っていますので、進めていただいて。

○森戸座長 そうですか。おおむねいいですか。

○百瀬議員 私の立場も全く同じで、本来はどちらかというところと政策立案だとか、先ほども申し上げましたけれど議会の機能を高めるという、議会の活性化というくくりでやるべき、要は議会のテクニク的なことが書いてあるので、どちらかというところと、結果として市民の声を聴取するという議会を作るという目的は同じなんですけれど、結果として、手法のことを書いているので、どちらかというところと今の第4章に持って行った方が座りがいいのかなというふうに思っております。

○森戸座長 全体的に、基本理念的なものをこのところに入れたいんだということですね。

そうしますと、作業部会2の方で班長さんから2案作ってみたいというお話がありましたので、2案作っていただけないかと。別立てにする案と。

○斎藤議員 そうすると3案になります。条を分けるのと章を分けるのと。

○森戸座長 いや、章はいいです。章はもう作ってみてくださいと公明党からはご意見いただきましたので「市民と議会の関係」に盛り込むという

もので1回作っていただくと。またそれで、状況を見たいということですね。（「いや、今、みんなの党も」と呼ぶ者あり）みんなの党もそうなんです。ただ、意見を今、表明されたんですね。本来は分けるべきだということなので、この「市民と議会の関係」に盛り込んだ場合にどうなるか。それで、第6条に盛り込む場合と、別条にする場合とで、案を作っていただくということで、よろしいでしょうか。

○白井議員 その方向でいいと思うんですが、一つだけ確認なんですけれど、もう終わりだと思いますので、今、作業部会第2班にと振られたというところか、作業の移動があったのは、この参考人制度と公聴会制度の条文に関してだけですね。第6条のほかの1項とか2項とか、その辺はまだ精査できていないので、ということよろしいですか。

○森戸座長 はい。

○白井議員 分かりました。

○森戸座長 ですから、その部分だけですね。参考人制度だけ。ただ、ちょっと協議しなければいけないのは、第6条は第4項まであるわけですね。ですから、どういうふうに入れ込むかということも含めて、まだ議論は進めなければいけないんですけれど、議論の過程として、第6条に盛り込むんだとしたらどういうふうにしたらいいのかということをご提案していただければと思います。

よろしいですか。作ってみた結果、やはりどこに入れたいかということが出てくるかもしれませんし。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ですから、一応ここに入れるという方向性なんだけれども、鈴木議員もおっしゃったように、作ってみて座りが悪ければまた変えることもあるということで、確認をさせていただきたいと思います。

では、斎藤議員、お手数ですけれども、よろしくお願いたします。ちょうど12時になりました

ので、次回は今度2月14日ですね。今日、本当はこの後のその後の日程を皆さんにご協議いただきたいなと思っていたんです。若干、日程表をお配りしてあるんですが。では、ここで終了しますね。

午後0時02分閉会